

自転車のスマホ・酒気帯び 罰金5万円

①運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。



違反者は

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

②酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

若宮だより

発行
直方警察署
若宮駐在所
電話
22-0110
内線(535)

FUKUOKA POLICE

70th
ANNIVERSARY



県警ホームページ

還付金詐欺発生！！

令和7年4月2日、宮若市において、年金の過払いの還付を装った還付金詐欺が発生しました。

固定電話に年金の過払い金を入金するので、銀行ATMで操作するか、インターネットバンキングで操作してくださいと言われ、相手に電話で指示されるままATMを操作したところ、お金を振り込んでしまっています。



少しでもお金の話が出たら電話を切り、
すぐに家族・警察に相談しましょう！

若宮駐在所員・着任ご挨拶

今回、3月26日付けで、若宮駐在所へ着任致しました、高辻(たかもく)と申します。

無芸大食の56歳、取り柄はありませんが、精一杯頑張っていく所存です。これまで、主に交通部門で働いて参りました。

若宮駐在所へは妻と息子の家族3人で生活しています。どうぞよろしくお願いいたします。

これから、事件事故で若宮市内を駆け回り、巡回連絡で皆さんの自宅を訪問します。



3月の事件・事故発生状況(駐在所管内概数)

区 分		件 数
屋内盗 (空き巣など)		0 件
屋外盗 (万引きなど)		0 件
乗物盗 (自転車盗など)		0 件
交通事故累計 (前年比)	怪我あり	0 (- 1)
	怪我なし	7 件 (+ 2)